テロ及び暴力的過激主義対策に関する G7 行動計画(仮訳)

前文

我々は、関連する二国間、地域的及び国連やグローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)等の国際的なフォーラムにおいて既に取り組まれているテロ対策の重要性を強調する。しかしながら、我々は、テロと闘うための既存の運用面の能力や国際協力において、依然としてギャップがあることも認識する。

国際社会は、取るべき行動の広範なリストを既に作成している。情報交換や協力の枠組みは既に存在している。しかし、必ずしもこれら全ての潜在力が最大限活用されているわけではない。従って、G7 は、テロに関する国際社会のより実効的な対処を容易にするために、特定の重大なギャップに焦点をあてることを決定した。

暴力的過激主義は、世界中におけるテロ攻撃の拡散を助長する主要な要因の一つであることから、我々は、その対策の必要性を強調する。こうした中で、暴力的過激主義の原動力に対抗することができるような他の意見を表明させる力を強化することは、暴力的過激主義に対する強靱な社会の形成を促すために必要である。

従って、G7 メンバーは、各々の国内法や国際的義務に従いつつ、テロと闘うと共に暴力的過激主義に対処していくための国際社会の能力全体を底上げするよう、次に挙げる具体的な行動を取ることにコミットする。G7 メンバーは、以下のとおり特定された行動の実施を促進する具体的な措置に一層取り組むことにコミットするとともに、定期的にその進捗を確認する。G7 各国首脳は、次回サミットにおいてこの問題に立ち返る。

|行動1:テロ対策|

関連する国連安全保障理事会決議の履行

全ての国が、第 1373 号(2001 年)、第 1540 号(2004 年)、第 2170 号(2014 年)、第 2178 号(2014 年)、第 2199 号(2015 年)、及び第 2253 号(2015 年)を含むテロ関連の国連安全保障理事会決議を完全に実施する必要があることを強調。また、この点に関し、常に人権や法の支配を尊重しつつ、国連加盟国、とりわけ最も影響を受けている地域に位置する国が、その義務を履行するのを手助けする取組を積極的に支持。

情報共有と協力

- ▶ G7 の関連当局間において、既存のメカニズムを通じて国内的及び国際的な情報共有を強化。
- ▶ 特に外国人テロ戦闘員(FTF),盗難及び遺失渡航文書,小火器,遺物等の不正利得及び盗難文化財の分野におけるインターポールの情報共有の役割を支持。全ての国に対し、インターポールの既存のデータベースの完全な活用と、それに対する貢献、並びにその体系的な更新を奨励。
- ▶ 優先的に取り組むべき国の中央当局と当該国の空,陸,海の入国地点との接続を強化するこ

とによって、インターポールの行動計画を支援。

▶ 国際的な司法協力の強化、特に、犯罪やテロ関連捜査のための電子的証拠の収集や交換を 迅速にするための方策を検討するよう、パートナーに呼びかけ。

国境警備

- ▶ 国境当局間の協力を強化するとともに、世界税関機構(WCO)のセキュリティ・プログラム等の 既存の国境警備プログラムの一層の利用を支持。
- ▶ 渡航者のスクリーニングにおける乗客予約記録(PNR)と事前旅客情報(API)の利用を拡大。 航空保安
- 全ての国に対し、国際民間航空条約(シカゴ条約)の第 17 附属書の標準を適切に実施すること、また、国際民間航空機関(ICAO)総会の第 39 回会期(2016 年 9 月 27 日~10 月 7 日)に際し、現在の脅威レベルに鑑みつつ、同標準や勧告以上の保安対策、過程、機器の採用の必要性を検討することを呼びかけ。
- ▶ 遅滞なく、国家の航空保安システムにおける潜在的な脆弱性に対し、能力構築や技術支援の 調整等によって、共同で対処。
- ▶ ICAO の枠組みにおいて、標準、勧告及びその監査システムである国際保安監査計画(USAP) の確認と改善に向け、共同で行動。
- ▶ シカゴ条約第 17 附属書に含まれるアクセス・コントロール、その他空港の保安対策に対する 脅威を認識し対処することをパートナーに呼びかけ。

テロ資金対策

- ▶ 適切な場合に行動を取ることを視野に入れ、現在の情報交換メカニズムを共同で検証し、革新的な情報交換及びテロ資金供与対策の国際協力の方式を検討するほか、資金情報機関 (FIU)と関連民間部門との国内協力を分析。
- ▶ 仮想通貨やプリペイドカード等の新たな決済手段への適用を含め、現在の報告並びに顧客の 身元確認及び照合の敷居値が、テロリストによる濫用から国際金融システムを保護するに十 分であるかどうかを共同で評価。
- ▶ 共同または個別に、国連安全保障理事会への新たな指定を提案または検討すること、国連による指定を支援するための独自指定を利用すること及び二国間の凍結要請に迅速に対応すること等により、テロリストの資産凍結ツールの利用を強化する方法を共同で検討。
- ➤ FATF は世界各地でグローバルなテロ資金供与対策を形成する最も正当かつ効果的な組織であるとの認識を共有し、我々の国民の安全と治安を脅かす世界的な脅威により効果的に対処するため、FATF のネットワークを強化することを支持。

遺物の不正取引

- ▶ 全ての国に対し、テロ組織の支配下にある地域に由来する文化財の不正利得や不正取引を 阻止するための取組を強化するよう呼びかけるとともに、ユネスコやインターポール等の関連 機関に対し、そのような取組を支援するよう呼びかけ。
- ➤ 盗難美術品に関するインターポールのデータベースの拡大及び組織的かつ即座の利用を呼びかけるとともに、PSYCHE(文化遺産保護システム)プロジェクトを通じたデータベースの改善を支持。

民間部門との連携

- ▶ 法執行を確実にするため、市民社会や民間企業を含む多くのステークホルダーと協力し、テロ目的でインターネットやソーシャル・メディアを利用するテロ組織による脅威に対抗するための取組を強化。
- ▶ 関連データの収集を含むテロ対策の捜査を促進するとともに、追随者を暴力に向けて募集し、 過激化させ、そして動員するためのテロ目的でのインターネットの利用に対処するため、イン ターネット・サービス・プロバイダー(ISPs)や関連アプリケーションの管理者を含むインターネット企業と連携。
- ▶ 美術市場や収集家に対し、考古学的物体や民族学的物体の仕出地と仕向地に関する適切な確認手続きの実施を含めて、文化財の不正取引の阻止に寄与するよう呼びかけ。

行動2:社会における(暴力的過激主義に代わる)他の意見を表明させる力と寛容の促進

- ▶ 暴力的過激主義防止(PVE)に関する国連事務総長行動計画の承認を支持するとともに、国家行動計画の策定に当たって他の国連加盟国に対する専門的知識を共有し、関連する支援を提供すること等により、事務総長行動計画の迅速な実施を呼びかけ。
- ➤ 国連グローバル・テロ対策戦略, PVE に関する国連事務総長行動計画, 国連安全保障理事会決議, テロに対する普遍的で国際的な法的文書のより効果的な実施の観点から, 国連システムの中において, また特に当該分野における開発関係者等の外部パートナーと, 別個でありながら相互に関連するこれらのアジェンダに関する国連の取組を推進するため, 暴力的過激主義防止(PVE)及びテロ対策に関する国連のリーダーシップの在り方を検討。
- ▶ 教育等を通じた異文化間, 異宗教間の対話や理解を通して, 多元的共存, 寛容, ジェンダー間の平等を促進。
- ⇒ コミュニティの働きかけ及び強靱性に関するグローバル基金(GCERF),暴力的過激主義対策 (CVE)に関する国際的な英知の中核であるヘダヤ・センターといった関連機関への積極的な 支援を含め、特に暴力的過激主義への対策や防止における女性や若者の役割に焦点を置き つつ、市民社会や地域コミュニティを強化。また、G7 メンバーの実務者間及び優先国との間で、 経験の共有を促進。
- テロとの闘い及び ISIL(ダーイシュ)のプロパガンダへの対抗ツールとして、戦略的コミュニケーションの重要性を強調。

|行動3:能力構築|

- ➤ 援助調整を改善。また、適切な場合には、グローバル・テロ対策フォーラムのイニシアティブで現在試験段階にある、国際テロ対策及び暴力的過激主義対策に関するキャパビル情報センターメカニズム(ICCM)の発展を支持し、それがテロ及び暴力的過激主義対策支援の効果を最大化する有効な調整メカニズムになることを確保。
- 関連国際機関、地域機関、準地域な機関に対し、テロ対策関連の能力構築・技術協力プログラムをより効率的、効果的に提供できるように、協力を強化するよう呼びかけ。
- ▶ 暴力的過激主義対策, 航空保安, 国境警備, サイバー関連能力といった分野において, 既存の調整メカニズムに加え, アジアを含むテロ等の影響を受けている地域における協力と G7 間の援助調整を促進。